

別紙2 開札立会いに関する説明

開札の立会いを希望される方は、以下の要領をご確認ください。

1. 立会いの申請

「条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書」の開札日立会い希望欄に、希望の有無をご記載の上、ご提出ください。

2. 立会いの人数制限

立会いは1業者につき1名限りとし、最大3業者までとします。

3. 立会人の選任

立会い希望者の中から立会人を選任し、入札書等の配達指定日以降にメールにて、開札立会人通知書により通知します。

また、通知と併せて、開札立会人承諾書を送付します。

4. 立会当日の確認書類

開札立会人承諾書（立会人通知時にメールにて送付）に必要事項を記入し、使用印を押印の上ご持参ください。

代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）以外の方が立会う場合は、承諾書の委任状もご記入ください。

5. 立会い希望者がいない場合

立会いは最低2名必要とし、立会い希望者がいない場合でも、公正な開札を行うため、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会います。

6. 開札の傍聴

入札参加者は、開札を傍聴することができます。ただし、開札に関する意見や発言等は認められません。傍聴は1業者につき1名限りとします。

傍聴を希望される方は、入札参加資格審査の結果通知を印刷の上ご持参ください。